

第二節 弁護士の文章力

一 あるイソ弁の文章力

あるイソ弁（前述しましたが、^{いそろう}居候弁護士の略称つまりは勤務弁護士）がボス弁（イソ弁に給料を支払っている弁護士）に、「Aさんに書面で説明することは難しいので、Aさんに事務所に来てもらって、口頭で説明しても良いですか？」と尋ねました。

このとき、ボス弁は、イソ弁に、「君がこの程度のことを依頼人に書面で説明できないというのなら、弁護士として失格だ。弁護士はなあ、複雑難解な事件や事柄を、分かりやすい平易な言葉で説明できなければならないんだ」と言って叱りました。

叱られたイソ弁。一生懸命起案をし、Aさんあての書面を作成しましたが、ボス弁はその内容に納得しません。4度、5度と書き直させられるのですが、このイソ弁は最後までボス弁から合格という言葉がもらえませんでした。

文章力とは、伝えたいことを分かりやすい言葉で書く能力のことです。これは、弁護士のみ求められる能力ではありません。社会で生きていく人たちに等しく求められる能力ですが、弁護士は特にこの能力を身につけておく必要があります。

このときのイソ弁の文章は、相手方に十分には意味が通じないと思える文章だったので、ボス弁は合格にしなかったのです。

二 イソ弁が書面ではなく口頭で説明しようとした理由

このイソ弁は、何故、文書で用件を伝えることをしないで、口頭で用件を伝えたいと考えたのでしょうか？

それは、そのイソ弁の文章力では、一回の書面では、相手方に十分には用件が伝えられないことを知っていたからです。

書面で用件を伝えるという場合、相手方との会話は予定されていません。そこでは、一回の文章で、用件のすべてを正確に伝えることが求められます。

この文章力に自信のなかったイソ弁は、口頭で用件を伝えたいと考えました。口頭で用件を伝える場合、最初の説明では相手方に十分理解してもらえなかったとしても、相手方からの質問などを通して、説明を重ねていき、用件を伝えることができるからです。

文章力のないイソ弁は、この方法でAさんに用件を伝えようと考えたのです。

しかしながら、弁護士は、最低限、相手方から質問を受けない程度の用件伝達力、文章力を身につけておく必要があります。

三 文章力の功罪

1. 論理性

一流の学者は、難解な法律を分かりやすく解説し、二流、三流の学者は、平易な法律でも難解な解釈をする、とは昔聞いたことのある言葉ですが、一流の弁護士の文章は分かりやすく、そうでない弁護士の文章は分かり難いと言えらると思います。

弁護士にとって、文章力のある・なしの差は、実に大きく、文章力に長けた人の成長は早く、文章力のない人との差はどんどん広がります。それは、文章力に長けている人の文章には、優れた論理性があるからです。

では、論理性とは何か？

論理の意味につきましては、95 ページで、「事実と評価を結ぶ思考のプロセス」だと書きましたが、論理性とは、この思考のプロセスに淀みのない流れがある、ということです。意味のある言葉が、次の意味のある言葉につながる。そしてそれらの言葉が連鎖していく、その流れです。先ほど述べたような、小ささを意味する「針の先で突いたほどの」という言葉は、短さや速さの意味になる「人の命の有限性」という言葉にはつながりません。言葉がつながらないということは、流れがない、ということになります。

流れとは、水の流れ、川の流れの、あの流れです。

懸河の弁という言葉があります。広辞苑には、早瀬の水の奔流するように、勢いよくよどみのない弁舌と説明されています。

これが流れであり、論理性なのです。

ただ、弁護士の場合の論理性は、法理論においても、法律用語の使い方においても正確性が求められますので、文章に流れがある、リズムがあるというだけでは足りません。

正確な法律知識や法理論に裏付けられた流れが求められるのです。

なお、流れを意味する懸河の弁（「立て板に水」も同義）という言葉は、前述のように、意味のある言葉が次に意味のある言葉につながり、それらが連鎖する淀みのない流れのある弁舌を言いますが、この言葉は、早口で多弁、饒舌を弄することを意味する言葉ではありません。たんに多弁であり、饒舌である場合は、この流れが下へ向かって流れるのではなく、岸に向かって流れたり、流れることを停止してそこで渦を巻いたり、上に向かって遡行するなど、論理性のない、意味も不明な弁になることもあるのです。

2. 弁護士の文章力の功

これは文章力の罪の反対の意味ですので、次の3の解説でご理解いただきたいと思いますが、ともあれ、論理性のある文章は、聞く者、読む者が理解するのに抵抗が少なく、したがって、文章力のある弁護士の場合、事務や事件処理を円滑に進めることにつながるだけでなく、依頼人からの事情聴取力、法廷での弁論力、証人尋問力、会議における議事進行能力などにも良い効果をあげ得るのです。

例えば、

(1) 事情聴取力

この能力は、会話を通じて意思を伝え合う能力ですから、簡にして要を得た、相手に分かりやすい文章を書く能力を有する弁護士は、必然、重要な事実を簡潔で分かりやすく相手方に伝えることができます。

相手方も、その弁護士の言いたいこと尋ねたいことがよく理解でき、それに対する応答も、よくかみ合い、相手方の表現能力が十分でない場合でも、その弁護士が、わかりやすい表現に直してくれますので、依頼人と弁護士の間では、かなり高いレベルで無駄のない会話ができ、時間のロスのない事情聴取が可能になるのです。

ですから、弁護士は、一生涯この文章力を高める努力を続けるべきだと思います。

(2) 証人尋問力

証人尋問の重要性は、第六章で解説しますが、文章力のある弁護士は、尋問が上手です。

それは、

- ① 証人尋問が限られた時間内でなされなければならないこと
- ② 争点とは直接関係のない事項については極力短時間にまとめて尋問し、争点については問題点を掌たなごころに乗せるようにして聴く人に示し、そこを重点的に尋ねることが効果的であること

から明らかです。ですから、証人尋問は、推敲に時間をかけて文章力を身につけた弁護士の得意とする場面です。

(3) 弁論力

弁論も、弁護士には重要な仕事です。これは第七章で解説しますが、文章力の差は顕著に出ます。

(4) 会議における議事進行能力

公私の団体には、理事会、取締役会などの、団体の意思を決定する機関があります。

その意思決定機関で議事を進める場合でも、文章力の差は出ます。

むろん、会議における議事進行の巧拙は、文章力の差で決まるわけでは決してありません。

しかしながら、他の条件が同じだとした場合、文章力のある人が進める議事と、そうでない人が進める議事では、差が出るのです。

文章力のある人は、要点を簡潔に分かりやすく表現することができますので、その人の議事進行にかかる時間は、冗漫じょうまんな文章しか書けず時間がかかる割には内容が伝わりにくい人の議事進行にかかる時間よりも少ないこと一事をとっても、理解できることだと思います。

3, 文章力のない弁護士が受けることになる不利益

文章力のない文章とは、本書で取り上げた例から拾いますと、

- ① 修補請求権や損害賠償請求権などの権利が発生する言葉（例えば「瑕疵」）を使えば明確なのに、権利が発生するかしないかが不明確な言葉（例えば「不具合」）を使う文章
- ② 「被告に誠意が感じられなかったため、売買契約をとりやめた」等の法的に意味の不明な文章
- ③ 「侮辱された」「悪質である」など、事実を書かないで、評価しか書かない文章
- ④ 「相続対策」など、意味内容が一義的に明確とは言えない言葉しか書かない文章
- ⑤ 他人の文章をそのまま書き写さないで、自分流の“意味付け”をその文章だとして引用する文章

等がありますが、これらは文章力のない人の文章ですから、①の文章を書く人は②ないし⑤の文章も書き、⑤の文章を書く人は①ないし④の文章も書くこととなります。

その結果どうなるか？

その弁護士が言いたいこと、伝えたいことが、伝わらないのです。理解してもらえないのです。

91 ページで、他人の文章を正確に引用できない3名の弁護士の例を紹介しましたが、そのうちの1人は、27 ページで紹介しました、裁判所から文章が書けていない、このままでは結審しますと警告を受け、その後警告通り結審された弁護士です。もし、この弁護士に文章力があれば、裁判所が要求する文章を書き立証段階まで進み得たか、はじめから法的主張ができないことが分かり訴訟の提起を思いとどまるかしたと思いますが、いかんせん、主張にならない文章を書き、意味が理解されず、

第五章 立証力

裁判所に事実上裁判を拒否されてしまったのですから、文章力が、弁護士にとって、いかに重要なものかが理解できると思います。

この他にも、判決で「これは原告において主張すべきことであるが、その主張がない」という理由で、その主張をしなかった（訴訟での主張は書面でしますので、その主張の文章を書かなかった）弁護士を敗訴させているものを見ることがあります。

弁護士は書面に書いたつもりなのに、文章力がないために裁判所にそう思ってもらえなかったとき、このような判決が出ることになるのです。

第一節 昔の裁判・今の裁判・これからの裁判

- 一 昔の裁判 — のんびりした立証 —
- 二 今の裁判 — スピードが求められる立証の時代への過渡期 —
- 三 これからの裁判 — スピードに乗った立証力 —

第二節 立証力の内容

- 一 立証力とは何か？ 証拠とは何か？
- 二 書証の重要性
- 三 証拠説明書
- 四 陳述書

第三節 職人芸

- 一 立証力と法律知識保有力は車の両輪
- 二 職人芸
- 三 職人弁護士であることの副次的効果

第四節 裁判官の常識と弁護士の立証力

- 一 裁判官に与えられた権限
- 二 弁護士が努めること
- 三 判決、とくに敗訴判決から学ぶこと
- 四 複眼的な思考を持つ
- 五 裁判官の事実認定に対する批判

余節 外から見える弁護士の立証力の差